



令和8年3月1日発行
第135号

えんがる 社協だより

発行／社会福祉法人 遠軽町社会福祉協議会 遠軽町保健福祉総合センター(げんき21)2F ☎42-0317



カレンダーリサイクル広場に ご協力いただきありがとうございました

令和8年1月18日(日)、「カレンダーリサイクル広場2026」を、遠軽町保健福祉総合センター「げんき21」1階多目的ホールで開催しました。当日は、朝早くから多数のお客様にご来場いただき、盛況のうちに終わることが出来ました。集まった8万円を超える収益金は地域福祉事業に活用させていただきます。なお、開催に際し、多数のカレンダー等を寄贈していただいた皆様、並びに準備や運営にご協力いただいた関係者の皆様方に、厚くお礼申し上げますと共に深く感謝申し上げます。

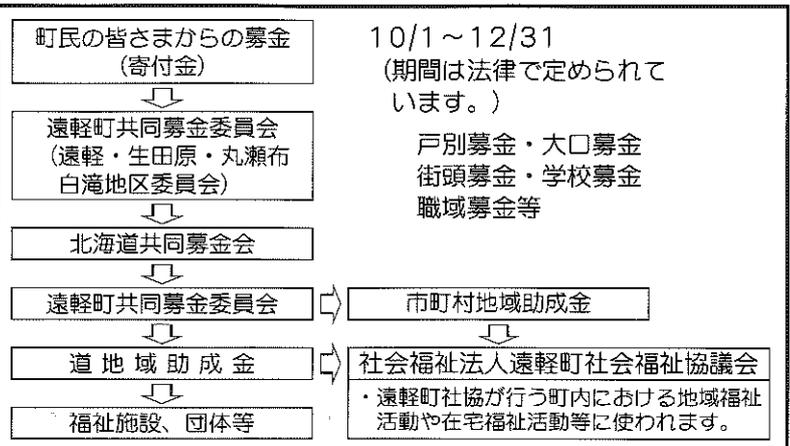
令和7年度 『赤い羽根募金共同募金』 たくさんのご協力ありがとうございました。

令和7年度も多くの皆さまにご協力をいただきました。

戸別募金や大口募金（個人大口・法人募金等）、街頭募金や学校募金、職域募金など、さまざまな形で募金活動が行われ、以下の結果となりました。

皆さまからの募金は、助成計画に沿って全道的な事業や福祉施設、町内の地域福祉活動などに有効に活用させていただきます。

共同募金のしくみ



募金結果 5,366,467円					[単位:円]
	遠軽地区	生田原地区	丸瀬布地区	白滝地区	計
戸別募金(個人大口を含む)	1,225,850	205,450	150,000	92,000	1,673,300
街頭募金	800,401	15,037	5,830	13,580	834,848
法人募金	670,500	240,000	201,000	113,000	1,224,500
イベント募金	436,088		5,355	13,819	455,262
学校募金・職域募金・その他の募金	903,278	129,956	131,908	13,415	1,178,557
募金集計	4,036,117	590,443	494,093	245,814	5,366,467

令和7年度 『歳末たすけあい募金』 たくさんのご協力ありがとうございました。

歳末たすけあい募金運動に、自治会、町内の職場の皆さん、町民の皆さんからたくさんの募金をいただきました。

お寄せいただいた募金は、町内の低所得世帯や施設などに助成しました。



■皆さんからの募金の助成先です■

助成区分	件数	助成金
1. 低所得世帯	21件	105,000
2. 社会福祉施設	3件	110,000
3. 在宅高齢者	22件	110,000
4. 在宅介護者	15件	150,000
5. 在宅障がい者	2件	10,000
6. その他の世帯	3件	15,000
7. 社会福祉事業へ配分	5件	345,863
計	71件	845,863

■歳末たすけあい募金結果■

[単位:円]

	遠軽地区	生田原地区	丸瀬布地区	白滝地区	計
一般募金 (戸別・法人・個人・大口募金等)	60,000	146,250	70,000	190,300	466,550
学校募金・職場募金	379,313	0	0	0	379,313
募金集計	439,313	146,250	70,000	190,300	845,863

令和8年度 ボランティア活動保険加入のご案内

安心してボランティア活動するために、活動中のさまざまな事故によるケガや賠償責任を補償するボランティア保険への加入をおすすめしています。

この保険は年度ごとに加入が必要な保険ですので、昨年度加入された方が引き続き加入される場合も手続きが必要です。

補償内容

- ◆ボランティア活動中のさまざまな事故によるけが（傷害事故）や、他人の身体をケガさせてしまった、または他人の財物をこわしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合（賠償事故）に補償します。
- ◆活動には、活動のための学習会、会議等も含まれます。
- ◆活動場所と自宅（敷地内は除外）との往復途上の事故も補償の対象です。
- ◆ボランティア自身の食中毒（O-157など）や特定感染症を補償します。
- ◆熱中症（日射病・熱射病）も補償の対象になります。
- ◆天災・地震プランは、天災（地震、噴火、津波）によるケガも補償します。
- ◆台風などの風水害によるケガは基本プランでも補償します。



補償期間

令和8年4月1日午前0時から
令和9年3月31日午後12時まで。
※途中加入の場合、加入申込み手続きの完了した日の翌日午前0時から令和9年3月31日午後12時までとなります。

加入できる方

ボランティア活動を行う個人ボランティア
またはボランティアグループ等

加入プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	初日から補償		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

対象となるボランティア活動

日本国内で行う「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動（グループが社会福祉協議会に登録していることが必要です）
 - ②社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- 上記のいずれかに該当することが必要です。

※ 詳細は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先：遠軽町社会福祉協議会ボランティアセンター
電話 42-0317

あたたかいご寄附ありがとうございます

令和7年12月12日～令和8年2月13日

寄付金

社会福祉事業へ	日本キリスト教会 遠軽教会オリーブの会 様		10,000円
社会福祉事業へ (チャリティーオークション益金の一部を)	遠軽ロータリークラブ 様		100,000円
亡夫(横堀邦夫)が生前お世話になった お礼として	横堀 範子 様	大通北7丁目	50,000円
亡夫(堀江 勝)が生前お世話になった お礼として	堀江 達子 様	南町2丁目	50,000円
亡夫(石井定男)が生前お世話になった お礼として	石井 サチ 様	西町3丁目	50,000円
亡母(北郷栄子)が生前お世話になったお 礼として	岡崎 行雄 様	丸瀬布新町	50,000円
亡母(青野睦子)が生前お世話になったお 礼として	長屋 悦子 様	白滝中央区	30,000円

※申し出があった方については掲載しておりません。

遠軽町社会福祉協議会 福祉総合相談

お気軽にご相談ください

住民のみなさんの様々な悩みごと、困っていることなどの相談にのるために、福祉総合相談を開設しております。どんな小さな事でも相談ください。

このようなことなどについて 相談にのります

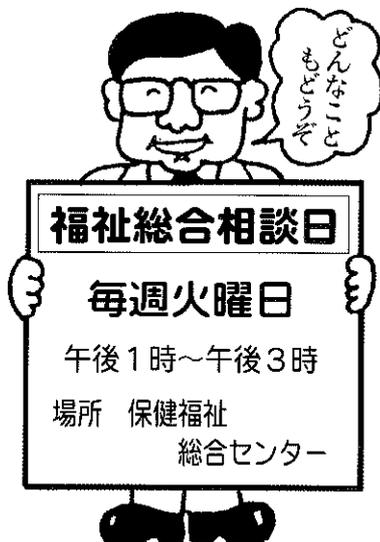
たとえば、子供のこと、生活保護、住宅、環境衛生、生活資金、老人福祉、在宅サービス、福祉関係全般など。

4月・5月の相談員です。(予定)

相談の申し出は (無料) (秘密厳守)

相談には、遠軽町の民生委員と社会福祉協議会の役員があたります。

相談を希望される方は、下記の相談日に直接おこしいただくか、電話でもご相談にのります。



月/日	民生委員	社協	月/日	民生委員	社協
4/7	坂本 久子	相談担当職員	5/12	今野 勇	相談担当職員
4/14	中坪 恵津子		5/19	前田 香代子	
4/21	井上 光由		5/26	森谷 喜代志	
4/28	高倉 典子				

遠軽町社会福祉協議会 保健福祉総合センターげんき21
電話での相談は 42-0317 (月～金曜日9:00～17:00)

※上記の他、生田原地区事務所、丸瀬布地区事務所、白滝地区事務所は、社協職員が随時相談を受け付けています。